

新しい受給者証と本通知を利用されております児童発達支援事業所
にご提示いただきますようお願いいたします。

深障発第 58 号
令和6年4月23日

児童発達支援利用者 各位

深谷市障害福祉課長

深谷市における令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
受給者証の取扱いについて（依頼）

日頃より、障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

この度、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により令和6年4月1日より児童
発達支援における個別サポート加算（Ⅰ）の対象者要件が見直されました。これに関
し、深谷市の対応としましては下記のとおりといたします。

記

令和6年4月1日より加算の変更（終了）となるかたのみ受給者証を発行いたしまし
た。4月サービス提供分より同封の新しい受給者証をご使用いただきますようお願いい
たします。

※上記通知等につきましては、市ホームページにも掲載しております。

【通知等掲載ページ】

深谷市ホームページ>「健康・福祉」>「福祉」>「障害者福祉」>
「事業者向けお知らせ」>「令和6年度障害福祉サービス報酬改定について」

（問合せ）

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市福祉健康部障害福祉課支援第1係

TEL：048-571-1211 FAX：048-574-6667

E-mail：syougai@city.fukaya.saitama.jp